

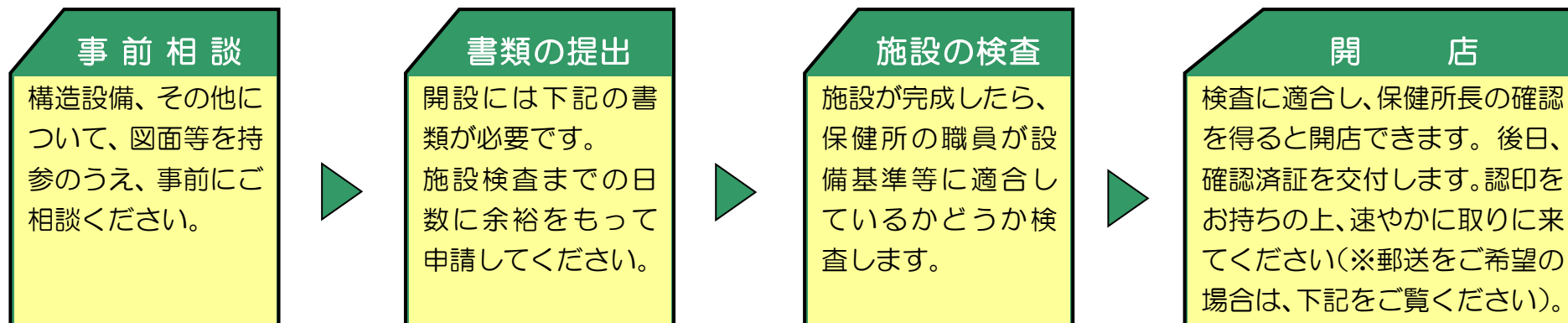
クリーニング所(取次所) の て び き



東京都西多摩保健所
生活環境安全課 環境衛生第一・第二担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目167番地の15
電話 0428(22)6141
ファックス 0428(23)3987

クリーニング所(取次)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図
- 検査手数料 (24,000円)
- 開設者が法人の場合：会社の登記事項証明書 (6ヶ月以内) (原本提示)

※ 確認済証の郵送を希望する場合：

送付先を記入したレターパックプラス (赤色・520円/対面受取りとなります) をご用意ください。

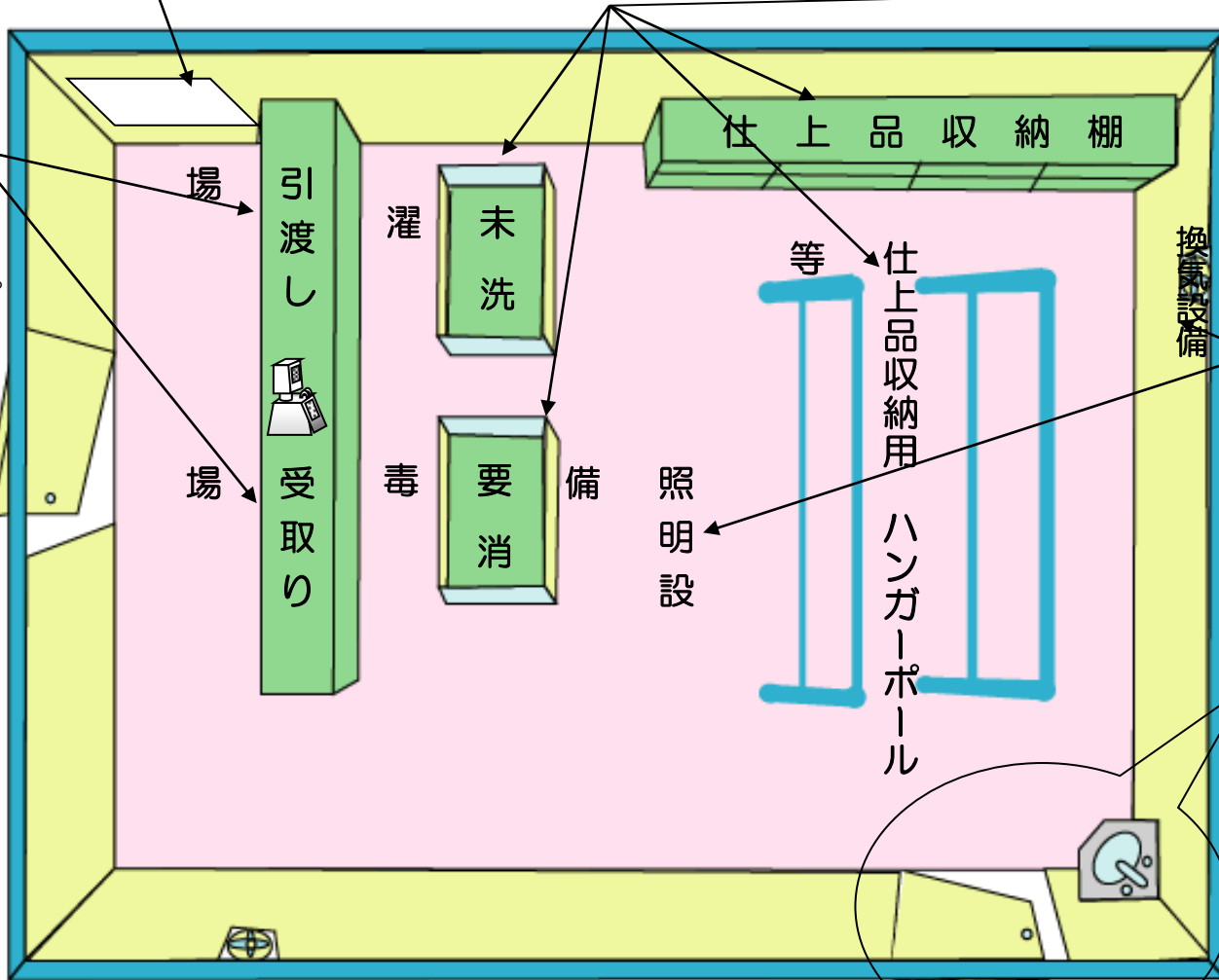
(例) クリーニング所 (取次) 構造設備概要

利用者に対する苦情の申出先

- クリーニング所の名称・所在地・電話番号を明記

受取り、引渡し場

- 仕上りと未洗濯品がまざらないよう区分する。



格納設備

- 未洗濯物、消毒を要する物、洗濯済、仕上りの品を明確に区別する。

換気・採光・照明

- クリーニング所内は換気、採光及び照明を十分にする。

障壁・手洗い

- 食品の製造販売等、相互汚染の可能性のある施設内にある場合、壁・板等の障壁を設け、区分けする。
- 洗濯品と食品を同一人が扱う場合、手指の消毒が出来るようにする。

クリーニング所の各種申請・届出手続きについて ～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ・ 開設者が変更（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ・ 施設を移転（仮店舗も含む）
- ・ 施設を大規模に増改築
- ・ 施設を建て替え 等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ・ 法人代表者が変更
- ・ 施設を小規模に増改築
- ・ 種別を変更（一般→取次、取次→一般）
- ・ クリーニング師が変更 等

届出事項が変わるときには変更届が必要になります。
届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要（格納設備など）となります。

*** 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（履歴事項全部証明書（法人の場合）、施設設備図面 等）

◆ 承継届

- ・ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・ 法人が合併・分割した。

必要書類（個人の場合）

- * 承継届
- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。

法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

◆ 廃止届

- ・ 営業をやめた。等

必要書類

- * 廃止届

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

クリーニング所(取次)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分に作る。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と仕上済の洗濯物を明確に区別する。
利用者への説明	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の上で処理を行う。
従事者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせる。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin: 10px 0;"> <p>公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751（代表）</p> </div> ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。